

放射線測定等業務委託仕様書

- 1 件 名 放射線測定等業務委託
- 2 目 的 千葉市立海浜病院放射線科内の各施設、設備等において、就労職員及び患者等の放射線に対する安全を確保するために、放射性物質等の残存・放射線漏洩等の測定業務を委託する。
- 3 履行場所 千葉市立海浜病院
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 委託内容

(1) RI 室汚染検査業務

ア 測定場所 RI 室管理区域内

イ 検査項目及び内容

① 表面汚染密度測定検査

測定回数：毎月1回実施（年間12回）

測定方法：RI 室管理区域内の床面、RI フード、流し台等について24箇所以上の測定ポイントを設定し、 β 線、 γ 線の測定を行う。

② 空間線量当量率測定検査

測定回数：毎月1回実施（年間12回）

測定方法：RI 室管理区域内・外の人が立ち入る場所で、26箇所以上の測定ポイントを設定し、線量当量率の測定を行う。

③ 空気中の放射性物質濃度測定検査

測定回数：毎月1回実施（年間12回）

測定方法：RI を取り扱う作業場所で、3箇所以上の測定ポイントを設定し、サンプリング及び持ち帰りの測定を行う。

④ 排水中の放射性物質濃度測定検査

測定回数：3ヶ月に1回実施（年間4回）

測定方法：RI 排水設備の貯留槽で、希釈槽又は貯留槽の排水を1検体採取し、排水中の放射性物質濃度測定を行う。

(2) エックス線室漏洩線量当量測定業務

ア 測定場所（各管球毎に）：一般撮影室（1）、（2）、CT シミュレータ室、X-TV 室（2）、（3）、乳房撮影室、血管撮影室（1）、（2）、X線 CT 検査撮影室及び2F 中央検査室の室内並びに外縁部

イ 測定回数：6ヶ月を超えない期間毎に1回実施（年間2回）

ウ 測定方法：上記9室の管理区域境界において、人の立ち入る場所や出入口付近にそれぞれ20箇所前後の測定ポイントを設定し、照射条件として透視では線量当量率の、撮影では積算線量の測定を行う。

(3) サーベイメータ点検・校正業務

ア 校正回数：年1回実施

イ 対象機器：以下のとおり

- ・ NaI シンチレーションサーベイメータ（形式 TCS-171）

- ・ GM 式サーベイメータ（形式 TGS－146）
- ・ 電離箱サーベイメータ（形式 ICS－321）

※メータ単位はシーベルトに対応

（４）リニアック棟漏洩線測定業務

ア 測定場所：治療室隔壁外側、上階床、病室床、配管ピット、ダクトの一番近い箇所、事業所境界

イ 測定回数：６ヶ月を超えない期間毎に１回実施（年間２回）

ウ 測定ポイント：装置設置治療室隔壁外側、放射線障害防止法及び医療放射線防護法における各申請書の計算ポイントに基づき測定

エ 測定機器：電離箱サーベイメータ、中性子サーベイメータ

オ 測定条件：最大出力の最大照射野（０度、９０度、１８０度、２７０度で全ポイント測定）

カ 測定線種：中性子線、X 線（治療照射）、X 線（撮影・透視）

キ その他：①測定レベルは隔壁及び事業所境界は（FL・GL）１２００mmとする。

②被写体（ファントム）は、治療照射は無し、精度確認（OBI）は有りとする。

③操作等は放射線技師が立ち会いを行い、疑義がある場合は確認しながら実施する。

６ 実施報告 それぞれの業務について、実施終了後に報告書を作成し提出するものとする。

７ その他

（１）事業者が変更になる場合は、旧事業者と新事業者間において、引継ぎの際に、業務に支障をきたさないようお互いに協力し合うこと。なお、その際にかかる費用は新・旧両事業者協議の上、決定すること。

（２）本仕様書に定めなき事項であっても、受注者は、業務上当然行うべき事項についてはこれを実施し、また、担当者の指示に従うものとする。特に、緊急時の対応に関しては、必ず担当者に報告すること。

（３）契約金額について市場価格との乖離が生じた場合は、別途協議の場を持つこととする。